

総務委員会記録

日 時	令和4年9月20日(火) 午後 1時01分～午後 1時57分 午後 2時05分～午後 3時12分 午後 3時20分～午後 4時14分
場 所	第2・第3委員会室
出席委員	◎石井 昭一 ○佐藤 浩 ※阿比留義顯 村越 誠 ※田中 晋 渡部 和子 内田 博紀 ※大橋 昌信 上橋 泉
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長(加藤雅美) 危機管理部長(國井 潔) 危機管理政策課長(五津和則) 総務部長(飯田晃一) 次長兼人事課長(依田森一) 給与厚生室長(清水純子) 資産管理課長(山岡康宏) 資産管理課副参事(柴本 悟) 資産管理課統括リーダー(福井哲二) 企画部長(小島利夫) DX推進課長(阿部信行) 財政部長(中山浩二) 財政課長(岡村秀明) 債権管理課長(田崎喜一) 契約課長(野口浩志) 消防局長(相田幹夫) 参事兼警防課長(本田鉄二) 救急課長(鞍橋 隆) 保険年金課長(大滝修一)  その他関係職員

※オンライン会議システムによる出席

○

午後 1時 1分開会

○委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案を1件ずつ行います。

委員長から執行部にお願いします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手してください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。

また、議案等の資料を閲覧するため、委員会室に議長から貸与されたタブレット端末を持ち込み、使用することが認められております。使用の際には、操作音等を発しないよう御注意願います。持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されておりますので、御注意ください。

最後に、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたしますので、よろしく申し上げます。また、定期的に休憩を入れ、換気を行いますので、よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって質疑を行う際には、くれぐれも一般質問とならないよう御注意願います。

まず、議案第1区分、議案第31号、令和4年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○内田 こんにちは。それでは、議題となりました議案第1区分の議案第31号、総務委員会所管分の補正予算案について質疑をいたします。まず、救急課のほうにお尋ねをいたしますけれども、自動心臓マッサージ機の購入事業についてでございますが、本事業につきましては、自動心臓マッサージ機の購入台数とその配備の状況についてお示しくください。

○救急課長 配置場所にあつては、4署7分署に配置された救急車12台分を配置する予定になっております。

○内田 つまり全ての救急車両という考え方でよろしいのでしょうか。

○救急課長 そのとおり全ての救急車に搭載することになります。以上です。

○内田 今後は、職員による心臓マッサージではなくて、全てこの人工心臓マッサージ機に切り替えて処置を行うということになるのでしょうか。

○救急課長 今委員が言われたとおり、心肺蘇生を機械でやってくようにしたいと思っております。以上です。

○内田 了解いたしました。ただ、機械ですので、100%の性能も確証できない場合もありますので、職員によるスキルについても落とさないようにお願いしたいと思っております。

続きまして、財政課にお尋ねをいたします。新型コロナウイルス関連予算の予備費についてでございますが、今後想定される予備費の支出というのはどのようなものになりますでしょうか。

○財政課長 こちらは、想定されるのは新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、そのほか災害対応等に備えて今回増額するものです。ただ、具体につきましては現時点では内訳はないというような状況でございます。以上です。

○内田 今御上程予定の補正予算案、5万円の給付金についてでございますが、これは国から国庫補助が来たらこの予備費を崩すというお考えなんでしょうか。

○財政課長 今御質問にあった所得の低い世帯に対する1世帯5万円という形での給付、こちらは国のほうで今制度化するというところで進めているところですが、こちらにつきましては別途国のほうの補助金が予定されているということで、こちらの交付金を充てるということは今のところでは想定しておりません。以上です。

○内田 この予備費については、新型コロナウイルス感染症対策に充当した場合、100%国庫交付金の対象となるのでしょうか、お示してください。

○財政課長 こちらは、コロナ対策に当たって財源があるもの、特別な財源があるもの、特別な財源のないもの等々ございますが、特別な財源のないもの、いわゆる市の単独で行うような事業につきましては、広くコロナの地方創生臨時交付金が充当可能ということで認識しております。ただ、実際の充当につきましては、他の事業の執行状況等も踏まえながら決算の段階で調整をしてみたいと考えております。以上です。

○内田 つまり市費として支出しておいて、後で交付金の対象となるか審査されるということなんでしょうか。

○財政課長 基本的にはそのとおりでございます。まず、市のほうでどの事業にその交付金を活用するかといったあたりを検討した上で対応していきたいと考えております。以上です。

○内田 あと、災害対策にも使われるということでございますけれども、昨日、今日と台風が通過しているところでございますが、台風等の災害で用いた場合、激甚化災害の指定を受けない限りは、全てそれは市単で予備費を支出して、国庫補助は受けられないという形になりますでしょうか。

○財政課長 こちらにつきましては、実際どのような形で執行したかというところ

がポイントになると思います。その執行の内容に応じて、積極的に国等の財源は確保していきたいと考えております。委員から御質問があったように、国の補助金等が活用できない部分については市の単独の負担になるかと考えております。以上です。

○内田 事業費とするというのも一つの手段だったんですが、災害対策等も考えられますので、予備費という形も一つの手段だったというふうには考えておりますので、せっかく組んだ予備費ですので、有効かつ丁寧に活用していただきたいというふうに考えております。

続きまして、危機管理政策課にお尋ねいたします。危機事象に関する情報管理システムの運用の債務負担行為の設定についてでございますが、この危機事象に関する情報システムの運用については、概要ではちょっと抽象的なので、詳細を御説明いただきたいと思います。

○危機管理政策課長 今回5年の債務負担行為を上程させていただいておりますシステムでございますが、大きく分けて3つの機能がございまして、情報を収集するシステム、また管理や情報を発信するシステム、この3つを予定しております。収集につきましては、AIがSNS上に非常に多くの情報、危機事象に関するものが上げられる場合に、AIが柏市の災害や事故に基づく情報を集めてきて、それを職員が正しい、正しくないも判断しながら情報収集すると。今までは市民からのコールセンターへの情報提供などが主でしたが、そういったようなものもプラスした、市全体を俯瞰するような、SNS上に上がってくる動画や写真を見て、俯瞰するような機能がまず1つです。その集めた情報ですとか市民からの通報を管理システムに入れまして、主には地図情報、市全域の地図情報に、どこにどのような事象が発生しているか、それを対応中なのか対応済みなのか、そういうものが一遍に見れると。今まではホワイトボードに時系列に事象を書いてみんなで確認しておりましたが、そういうものをシステム上の地図情報に落とすというようなものでございます。その中には、例えば災害備蓄品などの管理もできますし、避難所の場所を市民の方がスマートフォンで見ながら、どこが一番近いか、またGPSを使っていけばそこまでの道順を教えたりですとか、そういったようなこともできるように考えております。最後に、情報発信ですが、今まではSNSによる発信は全て1つずつ、例えばラインですとかツイッター、それぞれに職員が1つずつ対応して発信しておりましたが、このシステムを使うことによって1回のクリックで全部出せるというような形で市民へ情報を素早くタイムリーに出すということを考えておまして、この3つを管理していくということで5年間の債務負担行為を上げております。以上でございます。

○内田 御説明を伺うと、非常に賛同できる事業ではございますけれども、ただ債務負担行為の設定ということは委託も考えられると思うんです。私は、職員が直接本事案については事務の執行を行うべきだと思うんですが、委託ということも、債務負担行為ですので、想定されるのでしょうか。

○危機管理政策課長 この債務負担行為の中には2種類ございまして、1つが導入経費、システムを導入するに当たってセッティングする、これは委託料を予定しております。また、システムを使う部分ですが、あるもの、もう既に市場に出回っているものをそのまま使う。柏市バージョンに何か変えるということも想定しておりませんので、それを職員が直接使うということで、役務費、手数料などでシステムを使うということを考えております。以上でございます。

○内田 では、確認ですけれども、このシステムの運用については、事務の執行は職員が行うということによろしいのでしょうか。

○危機管理政策課長 そのとおりでございます。職員が全て操作をしまして、特に情報収集につきましては、職員が正しく判断をして、それを業務に使うと。職員の判断の上で行います。以上でございます。

○内田 事業としては、防災安全課でも運用できそうなのですが、これは補正予算通過後は防災安全課のほうに移管するのでしょうか。危機管理政策課のほうが担っていくのでしょうか。

○危機管理政策課長 災害時に使いますので、主には防災安全課が使うようになると思います。その中で当然機器のサポートなども行いますが、災害の種類によっては、防災安全課のほうは自然災害などが主ですが、それ以外のものにつきましては危機管理政策課でも場合によっては扱えますので、このシステムが該当するような使い方であれば危機管理政策課が使うことも想定しております。いずれにしましても、災害時に危機管理部で全体で当たると。これは、システムだけではなくて、全ての事象についてもやはり2課で助け合いながら部で対処するという前提の下に運用してまいります。以上でございます。

○内田 次に、本庁舎の施設管理についてでございますけれども、資産管理課のほうにお尋ねをいたしますが、業務委託に関する債務負担行為が設定されておりますけれども、本庁舎の施設管理に当たっては、これはそれぞれの事務を受付とか清掃とかを分割に発注するというのでしょうか。一括に発注するというのでしょうか。

○資産管理課副参事 こちらについては、清掃と電話交換、窓口案内、設備管理に関して一括で委託するものになります。以上です。

○内田 守衛業務については、お話を伺うところによると1年ごとの契約なので、債務負担行為は設定しないということなのですが、守衛業務は対象にならないというのはどういうことなのでしょうか。

○資産管理課副参事 守衛業務につきましては、毎年度守衛の人数に変動がある等のこともありますので、人数を確定できないところもありますので、1年ごとの契約としております。以上です。

○内田 委託に当たりまして、労働条件についてお尋ねをいたしますけれども、まず現在の委託事業者さんの労働条件ですが、非正規と正規の割合、また労働単価についてお示しをください。

○資産管理課副参事 委託業務になりますので、非正規と正規の単価についてはこちらでは把握しておりませんが、労働の条件につきましては、プロポーザルの申込み時に労働環境の確認表を提出していただきまして、委託先業者における勤務条件、最低賃金を守っているかとか、社会保険に入っているか等の確認等を行うようにしています。以上です。

○内田 委託先で正規と非正規の割合を把握するというのは仕組み上困難なのか。

○資産管理課副参事 委託先のほうの体制も変動があることから、その都度確認するのは難しいと考えております。以上です。

○内田 この辺は、委託先に、仕様の中ででも結構ですし、正規雇用を増やしていただきたいということはやっぱり伝えるべきだと思います。今の御答弁の中に最低賃金を担保できていればという趣旨の御発言がございましたが、最低賃金を担保していればそれでいいという問題ではないと思うんです。労働単価を上げていただくような要請というのはしているんでしょうか。

○資産管理課副参事 最低賃金を守るというのは最低のラインでして、よりよい労働条件に基づいて採用していただくということはこちらとしても望んでいることになりますので、その趣旨でプロポーザル等では選定させていただきたいと考えております。以上です。

○内田 そして、今回の債務負担行為の委託についてですけれども、同じようにプロポーザル方式を導入するのでしょうか。

○資産管理課副参事 そのとおりでございます。以上です。

○内田 その際には、プロポの条件に労働単価とか労働条件についてはどのように盛り込んでいくんでしょうか。

○資産管理課副参事 先ほども申し上げましたように、応募の段階でその労働者の条件についての確認表を提出していただきまして、それも基にプロポーザルにおけるヒアリング等を行います。その中できちんとした労働条件が満たされるようにということで確認を取っていきたいと考えております。以上です。

○内田 つまり整理すると、プロポの段階で労働条件をよくしたほうが市の加点が上がるというか、そういう考え方でよろしいんでしょうか。

○資産管理課副参事 そのとおりでございます。採点表の中に勤務条件の項目も入っております、それも採点の加点になるようになっております。以上です。

○内田 やはり労働条件がいいほうが気持ちよく仕事ができます。せっかく市役所で働いていただくわけですし、またその労働条件をよくしていくことは市民サービスにも直結していきます。職員が気持ちよく働けば、市民サービスにも転嫁していくことができますので、それがよりよい市役所の構築になると思いますので、労働条件にはぜひ着目していただいて、必要があれば要請もしていただきたいというふうに考えております。以上をもちまして、私の議案第31号、議案第1区分に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

○渡部 それではまず、議案第31号、財政課に伺います。地方創生臨時交付金なんですけども、今回も予算の中では地方創生臨時交付金がたくさん使われています。本会議でもありましたけれども、改めて今年の交付額、それと柏市として全額活用なのかどうかということを確認したいと思います。

○財政課長 まず、これまで国から示されている令和4年度の交付限度額、総額が約28.6億円となっております。このうち6月補正予算の中で予算計上したものが16.3億円、また今回の9月補正予算案の中で残りの全額となります約12.3億円を計上しているという状況になります。以上です。

○渡部 国会のほうで年度内にも新たに地方創生臨時交付金が予算として盛り込まれるのではないかという話もありますが、財政課のほうで何か今後のその交付金の動きというのでつかんでいることはないでしょうか。

○財政課長 先日国のほうの会議で、この地方創生臨時交付金の中に新たなメニューとして、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金というものの創設が決定されたところです。こちらは、今申し上げた交付金の名称にあるとおり、エネルギーや食料品等の価格が高騰していることを受けての措置というところでございます。なお、国全体で6,000億円を都道府県及び市町村に配分するということになっておりまして、まだ配分額は示されていないという状況でございます。以上です。

○渡部 細かな配分額については、まだもちろんこれからだと思います。ただ、今までのお金の使い方を見ても、いろんな部署から要求が上がってきて、それで柏市としての効果的などという政策を出しているのかなとは思いますが、エネルギーですとか食料高騰というのは全市民が対象になるわけです。いろいろ生活に支障を来しているわけです。ですから、今回本会議でもいろいろ出ていましたけれども、これから恐らく各部署に対してそのヒアリングとかあるのかなと思いますけれども、全ての市民の皆さんの暮らしをぜひ支援するという立場での有効な活用をお願いしたいと思います。そのときやっぱり中心になるのは財政なのかなと思うんです。財政ですかね、隣ですかねと思いますので、ぜひ期待したいと思います。よろしくお願いします。これは結構です。

次に、消防なんですけども、今も自動心臓マッサージ機の購入がありました。それで、これコロナ対策でということも多く自治体が入れていると思います。柏市も既に1台は入れているということだったでしょうかね。私なぜ今回の9月の補正なのかなってちょっと思いました。いろいろ調べると、もっと早い段階でこの心臓マッサージ機を導入している自治体ってあるんです。もちろん今回よかったなと思います。私は遅かったんじゃないかなというふうに思えてなりません。内部でどんな議論をして、本当だったらもっと早く補正出したかったけれども、なかなかその時期的に間に合わなかったのか、それとも少し落ち着いているというか、何でもっと早くにこの購入がなかったのかなというところがちょっと私は疑問なんです。その点についてちょっと御説明ください。

○救急課長 消防局では、救急性があり、重症と思われるときには、救急のPA連

携出場というのものをしております。P A 出場とは、消防車、ポンパーと救急車、アンビュランスの連携出場です。他市では、P A 連携はするものの、隊員が乗車することなく病院に出向しているため、心臓マッサージの導入が図られていたのだと思います。しかし、消防局では、心臓マッサージを必要とするときには、消防車の隊員を1から2名救急車に乗車させ、心臓マッサージを充実させてから病院まで搬送しておりましたので、導入の検討にはちょっと至っておらない状況でした。しかし、現在やっぱり空間の狭い救急車の中には、多数の隊員がいることで感染症に罹患するリスクが高くなることから、今回リスク低減のために検討をしたところでございます。以上です。

○渡部 専門的な用語が出てきたので、私、内情というか、ちょっとよく分かりませんが、3年になるわけですね。実際にその間ずっとコロナの対応で職員の皆さんも大変だったと思います。これだけではなく、やはりコロナの感染を防止するためのいろいろな器具とか方策とかあるんじゃないかなというふうにも思っていますので、やはり職員の皆さんの感染リスクを下げる、命を守るという点でも、よりよい機器の購入とか、そういうのがありましたら、やはり速やかに積極的に予算化をしていただきたいなというふうに思います。

次に、D X 推進課のネットワーク整備事業について伺いたいと思います。このテレワークについてのイメージが、どんなふうにテレワークするのかなというのがちょっと私イメージできないんです、市役所の場合。一般企業だと、必ずしも出社しなくてもいい仕事の場合は積極的にテレワークを進めて、業種によってテレワークがすごく進んでいるところとそうでないところがあります。市役所がテレワークをやるといった場合は、どういう人たち、どういう業種を対象にしているのでしょうか。

○D X 推進課長 まず、今回のテレワーク環境整備につきましては、新型コロナ感染症の拡大防止ですとか災害発生時などの業務継続性を確保するとともに、業務生産性の向上を図りまして、安定した市民サービスを提供するために、在宅勤務ですとか業務の現場で利用できるテレワーク環境を整備するものでございます。ただいま御質問がありました、どのような業務が向いているかというところにつきましては、まず市役所でテレワークに向いている業務としましては、資料の作成ですとかデータの集計、分析、また電子決裁による意思決定の事務などが考えられます。そのため、管理部門はテレワークに向いているというふうに認識をしております。また、窓口対応がある住民関連の部署、税務関連、福祉関連の部署ではテレワークが難しいと考えられがちですけれども、どこの部署であっても、資料作成やデータ集計など、窓口対応以外の業務があると考えておりますので、テレワークの実施に当たりましては、部署や職種の単位ではなく、業務の単位で細かく検討していきたいと考えております。以上でございます。

○渡部 コロナの感染拡大防止という点ではよく分かります。仮にコロナの感染が収束に向かったとき、このテレワークというのはやはり同じように進めようとして



いるのか、コロナに関係しなくてもというか、そういう感染症があろうとなかろうと、これをきっかけに柏市としてテレワークを推進していこうという立場でこれを導入しているのかどうかをちょっと伺います。

**○ D X 推進課長** 新型コロナウイルス感染症が収束した後の対応でございますけれども、まず災害時ですとか、あと交通機関に支障が生じた場合での業務継続に貢献する手段と考えております。また、出張先ですとか現場でのモバイル端末を用いた事務処理、情報共有に活用できると認識しております。またあわせて、テレワークは時間や空間の制約にとらわれることなく働くことができるシステムでございますので、職員が育児や介護と仕事を両立する手段として活用してまいりたいと考えております。以上です。

**○ 渡部** 基本的なルールづくりなんですけども、働いている場合、例えば市役所だったら出勤した時間、退勤時間って把握できます。テレワークのときは、そういう時間の概念、働く人の労働時間ですとか、例えば休息、休憩時間です。お昼だとか時々休憩取るとか、そういったシステム、管理というんでしょうか、ルールというのかな、それはどうなっているのでしょうか。今現在そういうことも含めてきちんと構築されているのでしょうか。

**○ D X 推進課長** 現在柏市におきましては、一部の部署におきまして、国が開発しましたテレワークシステムを用いまして実証実験を行っております。その中で効果や課題について検証しているところでございます。委員が御指摘のとおり、テレワークを実施するに当たりましては、職員の労働時間の管理、業務時間中のコミュニケーション、成果物の管理などが重要であると認識しております。解決の手段としまして、現在実証実験の段階ではございますけれども、自治体職員の業務用チャットツールがございますので、業務の始まりと終わりの報告や、業務時間中のチャットでの会話やビデオ通話によるコミュニケーション、これらを通して、職場以外の場所においても効率的に安心してテレワークをできる環境づくりに努めてまいります。また、ほかの自治体では、在宅勤務の場合に時間外労働を原則禁止している事例もございますので、労務管理に関するルールづくりにつきましては人事部門と一緒に協議をしてまいりたいと思います。以上です。

**○ 渡部** 今実証実験とありましたけれども、どこでどの程度実証実験を今やっているのでしょうか。

**○ D X 推進課長** 令和3年度から企画部、総務部、都市部などにおいて一定期間、実証実験を行っております。以上です。

**○ 渡部** テレワークの場合は、恐らく1日単位なのかなと思うんですけども、例えばこれが半日単位だとか、短時間のテレワークとか、そういうことも想定しているのでしょうか。

**○ D X 推進課長** まず、テレワークの利点としましては、通勤の移動時間の削減でございますので、まずは1日単位で考えているところでございます。以上です。

**○ 渡部** 一番心配されるのは多分セキュリティーだと思うんです。情報漏えいです

とか、自宅でパソコンで仕事をする場合のそういった情報漏えいなどに対する対策というのは万全と言えるのでしょうか。

**○DX推進課長** まず、今回のテレワークの対象とする業務ネットワークでございますけれども、資料作成ですとかメールの送受信、勤務管理などを行う業務用のものがございます。例えば住民情報ですとか税情報、マイナンバーを扱う業務はテレワークの対象外で、ネットワークも物理的に分離をしているという前提がございます。セキュリティー対策としましては、幾つか概要を御説明させていただきます。まず、通信回線でございますけれども、柏市専用に設定した回線の中で暗号化による通信を行うものがございます。次に、テレワークのアクセスの関係でございますけれども、テレワーク用の端末から数多くの段階を経た上で仮想のサーバーへアクセスをいたしまして、業務を行う画面を操作いたしますけれども、操作を行う職員側の端末にはデータを保存できない仕組みとしております。次に、今回の補正で出させていただいておりますモバイル端末につきましては、一元的に管理、監視をするためのサービスを採用いたします。具体的には、一括して設定管理をしたりですとか、円滑操作での端末のロック、データの削除、位置情報を確認する機能、ウイルス検知機能などを複合的に組み合わせてセキュリティー対策を行ってまいります。最後には、人的対策としましては、機能面でセキュリティー対策をしっかりと行うとともに、テレワークを行う職員に対してセキュリティー教育をしっかりと行ってまいります。以上です。

**○渡部** なかなか私も詳しい分野じゃないので、あれですけど、いろいろとサイバー攻撃があったり、常に漏えいの問題だとかいろんな攻撃にさらされるということもあるんだろうなと思いますので、ただそういう個人情報的なことはテレワークの対象にはなっていないということは、もちろんそうだろうなと思いましたが、そういう対策についてはしっかりとやっていただきたいなと思います。

次に、契約課の電子入札なんですけども、入札全体が今どのくらいで、実際にその電子入札の割合、あと電子入札じゃない入札の割合というのはどのくらいでしょうか。

**○契約課長** 令和3年度の実績で申し上げますと、約1,200件が入札の全件数でございます。そのうち約3割が対面での電子じゃない契約の実績というふうになっております。以上でございます。

**○渡部** 今回は150人の申請者を想定しているということでした。つまりこの申請者については、全く電子入札については参加していない事業者だという理解でよろしいのでしょうか。

**○契約課長** この150社のうち入札の参加がございます。ただ、ICカードを取得されておりませんので、対面式での入札で対応しております。以上でございます。

**○渡部** 今回ICカードとカードリーダーの費用だと思います。それで、1年だけしか使えない、つまり次の年に更新料がかかるという部分もあるんじゃないかと思うんですけども、これ一度その柏市の補助を受けても、次の年から、ICカードリ

一ターですか、これが有効期限が1年ということは、これについては毎年今度自分  
分で支払って更新をしなければならないということなんでしょうか。

○契約課長 そのとおりでございます。

○渡部 この電子入札のカードリーダーですとかは、柏市だけで通用するもの  
ですか。例えばほかの自治体でも入札に参加したいというときもこれは使えるという理  
解でよろしいんでしょうか。

○契約課長 他県だったり他市の状況に関しましては、御申請いただければ使える  
ことになります。以上でございます。

○渡部 中には、やはりこういった電子入札は嫌だと、対面がいいという事業者の  
方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんです。そうすると、この制度を柏市は拡  
大していくわけですが、これまでのような入札でなきゃ参加できないという人は排  
除されるということにはならないでしょうか。

○契約課長 市としましては、電子化を進めたいという思いがございます。ただ、  
今委員おっしゃるとおり、中には対面がいいというものだったり、対面じゃいけな  
いという案件もございますので、そこは一概的に全て電子じゃなくて柔軟に対応し  
ていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○渡部 柔軟に対応していただけるということは少し安心しました。電子入札の  
場合、いろんな情報がやはり電子媒体で提供されるんだと思います。そうすると、  
よく質問なんかも、いろんな入札のときに質問をして、メールですとかね、市が答  
えるというのがあると思います。そうすると、対面の場合はその意図が確実に伝わ  
るけれども、そうじゃない場合、柏市が意図するところなんかが本当に伝わるかな  
というふうにちょっと思ったりするんです。柏市が求めていること、相手がどうい  
ったところに疑問を持っていたり、分からないというところがあるのかなというこ  
とが、対面とそうじゃない場合とでその意思の疎通に少し問題が出てきはしないか  
なというところを心配するんです。そうすると、柏市側が発注する際の細かな決め  
事というか、柏市の考え方をどれだけ丁寧に知らせるかというところも大事になっ  
てくるんじゃないかなと思いますので、そういう点ではどうでしょうか。さらにい  
ろいろ工夫をされるということでしょうか。

○契約課長 確かに委員おっしゃるとおり、市が作る文書って等が多かったり伝わ  
りづらいという文書が結構多くあります。私も手続の中で分かりづらい表現だっ  
たりというのはなるべく担当課のほうに戻しまして、分かりやすい表現に努めてお  
ります。あと、質疑に関しましては入札は3パターンございます。一般競争、指名競  
争、随意契約と3つパターンがございまして、指名競争と一般競争に関しましては、  
全て書面でやり取りをしまして、質疑、あとは応答をしております。その中でも、  
表現がなかなか分かりづらかったり、こちらのほうが誤りとかということもござ  
いますので、その辺は適宜訂正だったり分かりやすい表現で回答するようにしてお  
ります。随意契約に関しましては、もう相手が決まっておりますので、担当課のほう  
で対応しております。

○渡部 分かりました。今後とも入札に参加する市内の業者の皆さんがより参加しやすくというんでしょうか、分かりやすい対応というのは引き続き行っていただきたいと思います。

次に、危機管理についてですけれども、今も内田委員のほうからありました。確かにいろいろと進むのかなという感じはしますが、それを発信した情報を受ける側の市民が本当に有効にというか、受けられるかなというのをちょっと心配するんです。例えばSNSだと、スマホなんかでいろんな情報が発信されていたり、受ける場合もいろいろ受けます。では、スマホを持たない高齢者とか、例えばちょっと障害をお持ちの方とか、その情報に格差が出てきてしまうのではないかとこのところを心配するんですけれども、そういったところについての対策、対応なんかはどうお考えでしょうか。

○危機管理政策課長 今回の補正予算につきましては、システム化についての補正予算になっておりますが、それと同様に、市が発信する情報を自ら取得できない方、そういうのが苦手な方は高齢者を中心に一定数いると思います。そういう方への情報発信については、私たちもシステム化と同様に同じぐらい大切に扱わなければいけないものと認識しております。このような方々につきましては、これまでも行ってきましたが、事前の準備をしていただくということが大変重要であると考えております。市としましても、災害時の様々な対応に関する事前の情報発信、広報かしわなどを通じて、災害が発生したときに自分はどういう行動をするかということを実前に想定していただくようなことを皆さんにやっていただく情報発信によるサポート、また町会などを通じた避難訓練、これは御近所関係も一緒に、災害のときには一緒に避難しようですとか、そういったようなことも想定しながら、避難訓練がありますので、そういうときには市からの職員のサポートも出しながら一緒に訓練をしていくということで、そういう方々が災害時に困らないように行うことが市としても大変重要な役目でございますので、引き続きその辺は創意工夫しながら対応していきたいと考えております。以上でございます。

○渡部 ぜひよろしくお願ひします。その情報に格差が出ないようにというところを一番ちょっと心配します。

次に、資産管理課関係でちょっと質問いたします。サニタリーボックスの予算が今回計上されていて、これよかったなと思います。これは、市内の公共施設の全てのサニタリーボックスが対象だという認識でよろしいでしょうか。

○資産管理課統括リーダー 委員おっしゃるとおり、本庁舎等をはじめ近隣センター、図書館等の市内公共施設全てに、男女トイレ及び多目的トイレを設置する予定でございます。以上です。

○渡部 これ補正が通ったら速やかにお願いしたいと思います。

それで、本庁舎の管理なんですけれども、今回は3億6,660万円、これ3年前は3億3,000万円だったと思います。前回との違いなんです。恐らく人件費なんかは増えているのかなと思いますけれども、前回の内容と今回と何か違うことがありましたらお

示してください。

○**資産管理課副参事** 委員おっしゃるとおり、まず人件費につきましても平均の増加を加味しまして、これを考慮したことと、あと従来個別の契約として、この委託の中に入れていなかった個別な樹木の剪定ですとか節水盤の保守点検委託等の委託を含めた関係で増額となっております。以上です。

○**渡部** 入札の方法については、プロポーザルということが先ほどもありました。以前は、プロポーザルではなかった時代もあったなというふうに記憶しているんです。それと、通常業務委託の場合は単年度の契約というのが原則ではないかと思えます。3年にしている理由というのは何でしょうか。

○**資産管理課副参事** 確かに委員おっしゃるとおり、以前はプロポーザルではなく一度一般競争入札にしたことがあるんですけれども、そのときにちょっと実体がない会社でしたり、社会保険等、勤務者の労働条件が悪いというような状況がありましたので、その後はプロポーザルにしております。また、この契約自体がちょっと実績とか経験を必要とするものになりますので、一応3年間の委託契約とさせていただいております。以上です。

○**渡部** 今も実績と経験とかありました。本当にそれは大事な業務だと思います。たしか3年前には2月にその選定委員会を開いたのではないかなと思うんです。今年もこれが通って、選定委員会が例えば年明けのもし2月ぐらいだとすると、仮に受託する会社が変わった場合、その業務の引継ぎなんかで1か月でできるのかなとちょっと非常に疑問を持ったりします。事業の継続性が大事で、ただやっぱり競争性が、入札だからないと困るし、これが本当にこういう形で3年ごとに入札をやるというのがなじむ業種なのかな、仕事なのかなということには非常に疑問を持っていますが、選定委員会、実際のその選定の作業というのはいつぐらいなんでしょうか。

○**資産管理課長** プロポーザルの時期につきましては、通例で言うと2月頃を予定しているんですが、委員おっしゃるとおり、業務の継続性という点では、できるだけ早く次回の受託者を決定して、引継ぎが速やかに、そして丁寧に行われるように、今議会で9月補正予算が承認されましたら速やかに契約事務のほうを進めてまいりたいと思います。以上です。

○**渡部** これまでと同じ業者が受託するか、また応札するかどうかもちょうと分かりませんが、ただ中で働いている人の雇用というのは本当に守られなければならないなと思いますので、そういうところはしっかりと考慮して当たってほしいと思います。以上です。

○**阿比留** D X推進課にネットワークの整備業務について伺います。リモートで会議や仕事をする場合にデータのクラウド化が必須になると思うんですけれども、先ほどの答弁の中で住民データ等についてはオンライン化しないようなことをおっしゃっていたんですが、クラウド化というのはどの程度のことを考えているんでしょうか。

○D X推進課長 委員の御質問にございましたクラウド利用につきましては、現在の国のほうの総務省のガイドラインにおきましても、クラウドサービスの安全が担保されたものであれば、自治体においても利用していくというような指針が示されておりますので、現在柏市におきましてもそれを基にセキュリティーポリシーの改定を行っております。その結果、安全と認められるクラウドサービスにつきましてはそれを役所の業務に活用していきたいというふうに考えております。以上です。

○阿比留 先ほどリモート可能な端末というような説明があったと思うんですが、既存のものリモート用の今回購入するものとに分けたときに、職員の人事管理だとか決裁システムだとか、そういったものが2つに分かれてしまうと思うんですけども、その辺は統合できるような仕掛けを考えているんでしょうか。

○D X推進課長 今委員御質問のとおり、端末のほうは分かりますけれども、実際のアクセスする市内ネットワークは同じところになりますので、通常の内にあるパソコンから市内ネットワークにアクセスするパターンと、モバイルパソコンを通して市外からアクセスする、2ルート存在するわけなんですけども、同じ勤務管理システムにアクセスいたしますので、そこでまず同じシステムを使うということになっております。以上でございます。

○阿比留 最後要望ですけれども、今後本格的なD Xを導入しようとした場合に、現在の既存のものと新しいWi-Fi環境をつないだようなものが一緒になったようなものをつくっていかなくちゃいけないと思うんですが、その際に今回コロナ対応の部分的なもので物を作っていくと、Wi-Fiの接続の端末数ですとか、クラウドの容量だとか、そういうところで拡張性を持たせておかないと、また一から作り直さなくちゃいけないことになると思うので、しっかりそこら辺は拡張性を持たせたようなことで考えていただきたいと思います。以上です。

○田中 救急課、ちょっと1点だけ確認なんですけど、先ほどこの自動心臓マッサージ機を購入することによって、今までは心臓マッサージをやるのに職員というか、消防も含めて大人数になるので、感染が広がる可能性があるというような確認だったんですけども、この心臓マッサージ以外に、例えば救急でやるときに職員がやっぱり補充しなくちゃならないというような事例はほかにはあるんでしょうか。

○救急課長 体が大きい患者さん、体重が80キロ以上の患者さんなんかについては、先ほどの隊員を増員して出動しております。以上です。

○田中 では、この自動心臓マッサージ機を導入することによって、大分その感染リスクが低くなるという理解でよろしいんでしょうか。

○救急課長 そのとおりでございます。以上です。

○田中 確認です。ありがとうございました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。――なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

---

○委員長 議案第31号、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長　ここで暫時休憩します。

午後　1時57分休憩

---

○

午後　2時　5分開議

○委員長　会議を再開いたします。

○委員長　次に、議案第2区分、議案第1号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第2号、柏市職員高齢者部分休業条例の制定について、議案第3号、柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、柏市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、柏市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての5議案を一括して議題といたします。

本5議案について質疑があれば、これを許します。

○上橋　それでは、議案第1号並びに第2号について、3号についても質問するかもしれません。議案第1号についてですが、これまで60歳定年で再任用される方が多かったんですね。詳しくは知らない、3月まで理事席におられた方が近隣センターの窓口におられるのは、どうも給与も大分下がっている程度のことしか知らなくて、もうちょっと制度的なことを知りたいなという観点から質問します。まず第1に、この第1号議案の管理監督職におられた方が60歳に到達後、4月1日に非管理職、各5級に降任するということについてですが、これまで再任用のときは、60歳で定年なので、再任用の方の給与表というのは60歳までのときと全然別物だったのでしょうか。

○給与厚生室長　委員がおっしゃるとおり、給料表の中で再任用職員の別の欄がございました。

○上橋　別の欄があって、別の給料になっちゃったわけですね。今度65歳になると給与表は同じですよ、定年になっていないわけだから。だけれども、65歳過ぎてまでずっと上げていく、今まであったわたりという制度なんか、あれできなくなったんだね、何年か前に。それで、結局一旦60歳になった段階で落とすと。管理職の人を5級にまで落とすということなんですか。

○次長兼人事課長　60歳を超えて、定年引上げになる61歳からは、一回管理職から降りまして、管理職だった者は5級職、副主幹ということになります。以上です。

○上橋　これは、ただ単に給与表の等級が落ちるというだけじゃなしに、当然人事異動を伴って同じ職場には置かないと。管理職じゃない人間を同じ椅子に座らせておくわけにいかないわけだから、やっぱりこれ人事異動をしてどこかに動かすとい

うことになるわけですか。

○次長兼人事課長 絶対にといいことは無いんですが、実際に管理職として上に立っていた者がまた同じ職場で働くということになりますので、その辺はいろいろ状況を見てということになります。基本的には異動になるのかなと思います。

○上橋 通常は、原則的には異動を考えておられるわけですね。それから、退職金のことについて、頂いた説明資料の4ページの退職金の図を見ていただきますと、60歳までの部分は定期昇給があるように書いてあるんだけど、60歳から65歳まではずっと横線ということは、もう60歳過ぎると定期昇給はないということですか。

○次長兼人事課長 そのとおりでございます。

○上橋 そうすると、基本的に定年にはならない、60歳まで行政職1はずっと行くんだけど、実態的にはこれまでの再任用と同じような形が見られるということになるんでしょうかね。

○次長兼人事課長 現在再任用職員につきましては、3級職ということで主任職になりますが、主任職か、もしくは近隣センターの所長も一部おりますが、その方たちは6級職というふうになっておりますが、今回の定年の引上げにつきましては、皆さん管理職だった方は5級職に落ちるということになっております。

○上橋 今までのように、結構理事席におられた方が近隣センターの窓口におられるのをよく見るんだけど、そのような方たちが出てきますかね。

○次長兼人事課長 基本的にいろいろ御経験をされてきている、かなり知識も経験もある方でございますので、窓口にも当然出ることもあるかと思いますが、後輩職員、若手職員の指導育成に携わっていただきたいというふうに考えております。以上です。

○上橋 私も理事席に座っておられたような方が窓口におられるのは、正直な気持ちお気の毒に思っちゃいますよ。今もおっしゃったように、経験豊かな方で、能力もある方なので、後任を指導育成するというような観点だったら、同じ職場、同じ部屋にいて、もっと後任を指導育成するというようなことで働ける場所があるんじゃないかなと思うんだけど、どうなんですか、これは。

○次長兼人事課長 高齢職員のそういった活用の仕方といいますか、そういったものにつきましては、国のほうでもそういった検討会を立ち上げて報告書等を出しておりますので、そういったところを参考にしながら、適切な配置については今後検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○上橋 ちょっと民間のこういう高齢者の人事の例を紹介させていただきますと、まず中小企業の場合、基本的に幹部だった人に匹敵する能力のある人をぽんと持ってくるというのはほとんど不可能なんです。政府が65歳まで働かせなさいと言ったときに、企業としては、一応60歳の定年制は維持して、そこで昇給は止める。しかしながら、代替人材がないので、65歳まではずっと働かせて昇給なしという人が多いんです。こういう人でも中小企業の経営者にとっては下げたい。給与を今までより下げたいんだけど、同じ仕事をさせるわけだから、中小企業の場合、給与を下



げると、裁判起きたら100%負ける。仕方ないので、退職金の積立てもそこで止め、それから昇給も止めて、昇給なしで65まで働かせるということをやります。中小企業の場合、やっぱり後輩の指導育成ということで期待されるんですよ、幹部は。ところが、今民間の大手企業で一番起きている問題は、50代の後半になると……50代で入ったりするとかな。働かないおじさんということをや若い職員、20代、30代、40代の職員から言われて非常に居づらいそうです。やっぱり技術の進歩が物すごく早いので、50代過ぎるともう新しい技術についていけない。かつては、我々が社会に出た50年前ぐらいは、そういうおじさんがいても、我々も将来お金が一番需要が高いときにたくさん給料もらえるんだからと我慢したけど、今の若い人は我慢しないので、本当に冷たい態度をする。おじさん、生産性が足りないよということで、非常に居づらいそうです。ただ、政府が今こういう人も65歳まで継続雇用しなさいと。継続雇用というか、定年を上げなさいとなっている理由なんですけど、政府の一番大きい理由は、社会保険の保険料を確保しなくちゃいかんという大変現実的な課題のために定年制を引き上げるんじゃないかと言われております。民間企業の場合、65を過ぎたらもう生産性は落ちるんですよ。

そこで、今度は議案2号のほうに絡んでくるんだけど、50歳過ぎるとこれだけ休暇取れるわけでしょう。確かに休業した期間に相当する給与は減額されますね。有給休暇では決してないんですけども、こんなに週の勤務時間の2分の1の範囲内は休業が取れるというのは、高齢者は役所でも働いてもらわなくてもいいですよという意思表示じゃないの。そういう側面があるとは感じられませんか。

**○次長兼人事課長** これまで柏市のほうに、病気休暇、休職などによって、かなり50代前半ぐらいでもそういった御病気をされて休みを取られた方がいて、泣く泣く週の全てを勤務するのが難しくて辞められていったような職員もおりますので、そういった方たちも長く働いていただけるように、こういった部分休業を入れるといった、こういった意味もあるところでございます。以上です。

**○上橋** できるだけ65歳までいてもらうためにね。だから、こういうのを見ると高齢者の労働の生産性があまり高くないなということで政府も見ているのかなという気もする。それともう一つ、実は何年か前、2年前ぐらいに柏市で定年退職された職員から話がありますと言われて、こういうことを言われた。秋山市長が市長になった頃から、普通退職、病気でも何でもなく理由、個人的な理由で退職されている方が増えていますよというわけ。ただ、調べてみましたら、資料請求で調べてみたら、秋山市長が誕生した平成21年より前の平成20年から、それ以前と比べても10人ぐらい普通退職がばあんと増えている。それで、ずっと今日に至るまで普通退職をしている数が多いんですよ。令和2年なんかは36人。これはどうなんですか。さっき言った第2号との関係でもないんですけども、柏市役所についても高齢の方が働きづらい環境になってきているということはないんでしょうか。

**○次長兼人事課長** ちょっとその細かな部分までは、なかなかその……退職の事由なんかも、おっしゃってくれる方もいますし、そうじゃない方もいらっしゃるの、

なかなかその辺の事由はちょっとよく分からないというところもあることが正直なところでございます。

○上橋 先ほど御答弁あったんだけど、やはりこれまで柏市に貢献してこられた方が65になるまで本当に柏市に貢献できる道をつくってあげることが行政職トップの仕事なんです。役所においても、技術の進歩、働き方の進歩は物すごく変わってきていると思う。今渡部さんが聞いたDXの問題だとか、こういう問題で、私なんか70過ぎるから、こういうものには全然ついていけません。いいときに第一線を引くなと思って喜んでいただけ、また私らよりも60歳といえれば一回り若い人たち、こういう人たちはまだ技術革新についていけるから、これらの人にも研修の機会を設けて、これらの方々が自分たちの経験と新たな技術の進歩の知識、研修なんかを通じて得た知識を組み合わせ、若い人を育てていくような仕事をこういう高齢者の方につくっていただいて、俺はもう休暇なんて要らん、65歳まで柏市に貢献できるんだと、そういう役所をつくってもらえませんか。要望です。

○内田 それでは、議案第2区分の議案第1号についてお尋ねをいたします。市職員の定年を65歳まで延長するための関係条例改正案でございますけれども、まず制度完成前の再任用の取扱いについてお尋ねします。制度完成まではどのようにして再任用制度がなくなっていくのかということについてお尋ねします。

○次長兼人事課長 再任用制度自体、条例のほうは廃止されるということで、制度完成までの間ということで、再任用制度、現行のものがなくなりますので、その間は暫定再任用といった形で、フルタイムの暫定と短時間の暫定再任用職員と選択できるところがございます。また、60歳になってすぐ再任用されたいという方につきましては、定年前の再任用制度ということで、新しい制度ができるという形になります。以上です。

○内田 そうすると、仮に62歳で定年を迎えた方は再任用期間が3年で、63歳で定年を迎えた方は再任用期間は2年、これが暫定再任用の考え方ということになりますでしょうか。

○次長兼人事課長 はい、そういった形になります。

○内田 そして、65歳までの定年延長が制度完成した後なんですけれども、制度完成後については、再任用制度は65歳以上からの再任用というのはもう考えていないということですか。

○次長兼人事課長 はい、そのとおりでございます。

○内田 そうすると、労働強化で長くいつまでも働くことの可否は別に置いておいたとしても、65歳以上で任用されている方というのは現在もいらっしゃいますが、その場合は全て会計年度任用職員という形になるのでしょうか。

○次長兼人事課長 会計年度任用職員がほとんどでございますが、65歳以上の方で任期付きの常勤職と、任期付職員の短時間、こちらで働いている方もいらっしゃいます。以上です。

○内田 そうすると、65歳を過ぎても、例えば3年とか5年の条例で言うと任期付

一般職職員採用条例で任用される職員は、65歳以上でも再任用でも会計年度任用職員でもなく勤務するという事は継続されるということになるんですね。

○次長兼人事課長 任期付職員が専門的知識を持っている方ということになりますので、定年の引上げが終わって65歳以降の方が誰でもが任期付職員になれるというものではないですけれども、数名現在でも働いている方がいらっしゃるということでございます。以上です。

○内田 次に、退職金の取扱いでございますが、65歳まで働いた場合、何歳を起算して退職金は支給されるということになりますか。

○給与厚生室長 起算ということなんですけれども、勤務年数等に応じて決められますので、具体には今申したように勤務年数により計算されるものとなります。以上です。

○内田 例えば65歳までの制度完成後については、60歳ですと早期退職という取扱いになるんですね。

○次長兼人事課長 早期退職自体は、早期退職の制度にのっとったものになりますので、その申出をしていただいて、それで申出が承認されれば早期退職ということになりますので、通常早期退職の制度を選ばなかった場合は普通退職という形になります。以上です。

○内田 その場合、普通退職の年齢は、制度完成後は65歳になるわけですから、退職金の支給というのは、65歳の基本給が算定基準になるのか、60歳までの給与が算定基準になるのか、それはどうなりますでしょうか。

○給与厚生室長 委員がおっしゃったようになる可能性が高いとは思いますが、現状制度が完成した後については、制度が完成するまでの間を当分の間という言い方をされておりますので、完成した後の退職手当等については、はっきりは決まっていない状況でございます。以上です。

○内田 これはいつぐらいに決まっていくのでしょうか。あるいは、国のほうでの法改正も必要となってくるのでしょうか、お示してください。

○給与厚生室長 国も当分の間という言い方になっておりますので、制度の完成までには示されるものという認識でございます。以上です。

○内田 退職金の取扱いというのが今の時点である程度明確になっていないと、職員も安心して働けるかどうかというところはちょっと疑問にはなるわけですが、その点はしっかり情報収集をしていただきたいと思います。

それから、制度完成までの60歳定年の取扱いということになります。先ほど若干触れましたけれども、制度完成までに60歳で退職を迎えた場合は、これは定年まで働いたものとみなされるのでしょうか。

○給与厚生室長 60歳以降の場合は、委員がおっしゃるとおり、自己都合ではなく、定年退職を事由とした退職手当ということになります。以上でございます。

○内田 確認ですけど、制度完成後はそうではなくなるということでございますよね。

○**給与厚生室長** 制度完成後につきましては、大変申し訳ないんですが、先ほど来申し上げているとおり、はっきり決まっておられませんので、情報収集をしっかりとやってまいりたいと思います。以上です。

○**内田** 先ほど人事課長のほうの御答弁ですと、制度完成後については60歳は早期退職という取扱いになるという、ちょっとそういうふう聞き及んだんですけど、これはどちらが正しくなるんでしょうか。情報が無いというのが正しくなるんでしょうか。ちょっとお示してください。

○**次長兼人事課長** 早期退職の取扱いにつきましては、60歳より前、45歳から60歳までの間に早期退職の制度がございますので、そちらで申出をしていただいた方ということになります。60歳以降につきましては、早期退職の制度がないという形になります。以上です。

○**内田** ちょっと整理させていただくと、制度完成後の65歳より前の60歳で定年退職した場合は、これは早期退職になるんでしょうか。それとも定年退職になるんでしょうか。

○**次長兼人事課長** まだ国のほうで決められていないということでございます。退職手当の計算につきましては、60歳までの計算ということになります。以上です。

○**内田** その点は、いつぐらいに国のほうで法制化されるんでしょうか。

○**次長兼人事課長** 詳しいことはちょっと今申し上げられないんですが、制度完成までの間には決められてくるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○**内田** 特に異論を唱えるものではないんですが、先のことが決まっていないというのはちょっと働く職員にとっては不安になってくる場所もあるのかなというところは指摘をしておきます。

それから、再任用で、これは制度完成前に再任用で働いていた場合と制度完成後に65歳まで働いた場合の60歳から65歳までの給与比較についてですけれども、この場合は、再任用で現在働いていて65歳を迎える場合よりも、再任用ではなくて、制度完成後に65歳まで、定年を迎えるまで働くほうが給与は上がるという確認でいいんですか。

○**給与厚生室長** 委員がおっしゃるとおり、定年延長で働いたほうが高いものという認識でございます。以上です。

○**内田** 先ほどの議論とも重なる部分がございますが、60歳を超えて管理職を行う場合もあるということで議案説明資料にはございますけども、その場合はどういうことが想定されているんでしょうか。

○**次長兼人事課長** いわゆる特例任用というものになっておりまして、高度な知識技能、経験が必要で、欠員の容易な補充が困難な場合ということで、そういった方につきましては管理職が継続できるということになるんですが、想定できるものとしましては、保健所長であったりとか、これからできます児童相談所の所長であったりとか、そういった所長となる者が育っていないとか、そういった場合については想定されるというところがございます。ほかに特別なプロジェクトみたいなのが

あって、それを継続しなければならないといった特殊な事情があった場合は管理職として継続できるということになります。以上です。

○内田 それから、職員定数との兼ね合いになるんですけれども、まずちょっとお尋ねしたいんですが、現在再任用職員というのは職員定数条例でカウントされているということになりますか。

○次長兼人事課長 再任用職員は、フルタイムで常勤職として働いている者と短時間で働いている者、2種類、2つのパターンがありまして、常勤職、フルタイムで働いている方については定数の中に含まれるということになります。以上です。

○内田 フルタイムというのは、8時半から17時15分までの場合と、あとそれはもうごく一部で、15分切りで働いている方もいらっしゃいますよね。その15分切りの方もフルタイムというカウントになるのでしょうか。

○次長兼人事課長 正規職員は、1日当たりの勤務時間が7時間45分ということになっておりますので、その7時間45分を働いている、それが5日間ですので、週当たり38時間45分働いている者、これを常勤職として見ますので、今内田委員おっしゃった15分切りというのは、多分休憩時間が45分とか、そういった方の扱いじゃないかなと思っております。働いている時間は1日当たり7時間45分、そういった職員となります。以上です。

○内田 会計年度任用職員なんかでは、15分切りというのはよく聞く話でございますけれども、そうするといずれにしても再任用職員というのは場合によってはカウントされている。定数条例にカウントされていて、場合によってはされていないケースと2通りあるということなんです。そうすると今度65歳までの定年延長が制度確立されると、その2つが1つに統合されるわけでございますので、定年が5年間延びるわけで、そうすると職員の数も増えるわけですよ。そうすると、現在の職員定数でやっていると、退職者不補充とか、いわゆる新人職員の採用を控えるとか、そういうことも現業職では行われていると思うんですが、専門職でも同じようなことが行われてしまうということをちょっと警戒しているところですけども、定年が延長になった分、新規採用をするわけですから、定数条例は、これはあれですか、増えるという方向で考えているんですかね。定数条例がどうなるか教えてください。

○次長兼人事課長 委員おっしゃるとおり、定年退職者が隔年ということになりますので、今までの考え方で言いますと、退職者がいた分を補充するような形を取っておりましたが、それが隔年になります。隔年でもし仮に定年退職がない年に採用を行わないということになりますと、年齢上やっぱり採用が凸凹になってしまうと、そういったことになりますので、今考えているのが、採用数を2年間で平準化するケースであったりとか、5年間、あるいは10年間で退職者を割り返すという形ですかね。平準化をして採用していこうというふうに考えているところでございます。今現在その条例定数というお話がございましたけれども、定員の管理計画を今策定をしているところですので、そちらを踏まえた上で定数条例の改正も考えてい

きたいと思っております。以上です。

○内田 そうすると、職員定数条例は増員となるという今の話だと受け止めをしてよろしいのでしょうか。つまり65歳まで定年延長が制度が確立された場合、その分職員が増えるという見方をしているのでしょうか。

○次長兼人事課長 定数自体は、ほかの業務量が増えているところもありますので、増えていくような形で今考えているはいるんですけれども、定年の引上げにつきましても、今現在でも、先ほど申し上げたとおり、フルタイムの再任用職員も定数化されているところもありますので、やはりありますが、年齢に従ってやっぱり短時間の再任用がいいということで、65になるに従って常勤職から短時間の職員に落ちたりということもございますので、やはり一定数、定年の引上げに伴って定数の引上げも必要になってくるだろうというふうに考えているところです。以上です。

○内田 それは、制度完成後にも維持されるという確認でよろしいのでしょうか。

○次長兼人事課長 定員の引上げに伴って増えた分につきましては、その後やはり定年の引上げに関するところについては定数自体を低減させていくような形になるかと思えます。以上です。

○内田 心配なことが、やっぱり定年延長される分、新規の採用が少なくなってしまう、つまり若手の雇用の場が減らされてしまうということが気になっているんですけれども、これは定年延長になった分、退職者不補充や採用人数の減というのは基本は行わないということで、これによって採用人数を減にすることはないという確認でよろしいのでしょうか。

○次長兼人事課長 先ほど少し申し上げましたが、採用の職員を平準化するという事で申し上げましたが、そういった形で減らさないような形で今考えているところです。以上です。

○内田 ありがとうございます。この点は指摘するところなんですけど、社会保障制度とこの定年引上げですか、65歳まで引き上げるというのはとても関連していて、定年を引き上げてしまえば、年金の支給年限も後になってしまうとか、この条例とは関係はございませんが、そういう社会的背景というものもございますので、その点も理解した上で条例の執行に臨んでいただきたいと思えます。以上をもちまして私の議案第2区分、議案第1号に対する質疑を終わります。ありがとうございます。

○渡部 まず、議案の1号から伺っていきたいと思えます。これは、国のほうの、去年6月ですかね、地方公務員法の改正だと思えますけども、条例改正ですから、地方の裁量権、地方の特性ですとか独自性が反映できる内容である、つまり柏市独自のことも盛り込むことができる改正なんだという理解でよろしいのでしょうか。

○次長兼人事課長 はい、そのとおりでございます。

○渡部 今回は、附帯決議もたくさんついています。衆議院で9項目、参議院では11項目で、内容としては同じ附帯決議ですけども、その附帯決議に沿って柏市としてもこの間いろいろと検討されてきたのではないかと思いますので、その附帯決議

の内容も踏まえて何点か質問します。まず、組合との協議なんですけれども、組合のほうもいろんな要望を出していたのではないかなと思いますので、交渉の結果ですとか合意できた内容などをお示してください。

○次長兼人事課長 定年の引上げにつきましては、おおむね妥結しているところではありますけれども、細かな部分としまして、再任用職員の給料を国の基準の給料表の額に合わせるということであつたりとか、現業職の高齢者部分休業の取得単位についてまだ交渉のほうを引き続き行っているところがございます。以上です。

○渡部 今も再任用職員との給与の差とありました。定年延長になった方のお給料と再任用の方のお給料には大きな開きがあるんじゃないかと思うんです。大体どのくらい違うものでしょうか。人によって若干手当とか違うかと思いますが、平均して大体どのくらいの給料の差があるでしょうか。

○給与厚生室長 定年引上げの対象の1人当たりの人件費につきましてのお尋ねでございますけれども、現在1人当たり、行政職1の職員で約750万円、行政職2の職員で約615万円として見込んで計算しておるんですけれども、廃止となる場合の現行の再任用制度が継続された場合の試算に使用しましたこの差の分というところなんですけれども、行政職1のフルタイムの3級で言いますと403万円というところですので、先ほど申しました750万円との差が生じることになるものという認識でございます。以上です。

○渡部 附帯決議では、常勤と非常勤の給与や手当の格差、あと定年延長と再任用職員との賃金の格差、それをなくすよう努めることというのが附帯決議だったと思います。そうすると、今の答弁ですと相当な賃金の開きがありますよね。それで、同じ職場でしばらく働くようになるわけですよね。この賃金の差を埋めるための柏市としての賃上げですとか今後の対応というのは、どのようなことを想定しているのでしょうか。

○給与厚生室長 先ほどお話にありましたように、この給料なんですけれども、定年延長の場合との差もあると同時に、近隣の同じ立場の職員との差も見受けられるところがございますので、そちらについては、組合のほうからも要求がございまして、協議を重ねてきておったところなんですけれども、今回ではなく、次の議会において見直したものの案を提案する予定で協議を進めているところがございます。以上でございます。

○渡部 手当については、何か変更されるものってあるのでしょうか。定年延長の人の手当と再任用の人の手当ですね。例えば扶養手当とか住居手当などが再任用にはないのかな。あと、期末勤勉手当の率も違いますよね。そういった手当とか率の改正というのでも検討されているのでしょうか。

○給与厚生室長 手当については、委員おっしゃったとおり、定年の延長でということだと、もちろん扶養手当等も対象になるんですけれども、再任用の場合は1年ごとの更新ということで、長期の継続というところでの趣旨ではございませんので、手当の種類そのものには差があるという状況でございます。手当の差について

は、このまま差があるという状況で行くものというように考えております。以上で  
ございます。

○**渡部** なるべくその定年延長の職員と再任用の職員との賃金の格差がないよ  
うな状況に私はすべきだと思うんです。多分全く一致するということは恐らくないん  
だろうと思いました。近隣との差というのも今おっしゃったということは、例えば  
ほかの市に比べて柏市のほうが再任用職員の賃金が低いということを今おっしゃっ  
ていたのかなとちょっと思うんですけれども、それは早く改善は求めたいと思いま  
す。12月議会また内容が出れば、ここの委員会だろうなと思いますので。そもそも  
その定年延長で賃金が7割になる、3割カットされる、それは根拠って何なんでし  
ょうか。

○**給与厚生室長** 人事院のほうで平成30年に民間の状況を調査するなどして申出が  
なされておりまして、国家公務員はそれを参考に7割というところで決まってお  
りまして、地方公務員につきましてもそれに準じた扱いということで、国から要請さ  
れているという状況でございます。以上です。

○**渡部** 調査自体が少し前の調査ですし、例えば60歳という、まだ大学生のお子  
さんがいる方もおられるんじゃないかと思えます。学費など子供にもいろいろ費用  
がかかるときに3割も給料がカットされてしまうというのは、再任用の方ももちろ  
ん今賃金低くて大変なんですけれども、そもそもこの7割の根拠が国のほうのいろん  
な企業の多分調査だと思うんですけれども、それ自体も根拠としてどうなのかなとい  
うふうにちょっと思いました。今回は3割カットで7割ということですが、こ  
れはこれからも絶対的にこれが進むわけではなくて、これは変わる可能性もあると  
いうふうに国は言っていますか。

○**給与厚生室長** 先ほど申しました制度完成までの当分の間という考え方がござ  
いますので、そちらまでの間に、今は60歳の段階ですとんと給料の額が下がるとい  
うような考え方になっておりますけれども、制度が完成するまでの間にその給料を  
65までにどのように持っていくかというようなことについて示されるものという認  
識でございます。変わる可能性はあるというふうに考えております。以上です。

○**渡部** 国のほうでは、総人件費を抑制しようという基本的な考え方があるんじ  
ゃないかなと思うんです。ですから、どちらにしろ地方公務員の人の給料は大変厳し  
いなというふうにちょっと思っています。

それで、先ほども会計年度任用職員ですとか再任用、出ていました。同じ職場の  
中で、例えば保育士さんなんかだと一番例としては分かりやすいかなと思うんです  
けど、同じ保育士という仕事をしていても、正規の職員の保育士、会計年度任用職  
員の保育士、しかもフルで働いている人と短く働いている人、それと再任用の保育  
士、短い、長い、それと任期付きの職員という、相当いろいろな勤務条件とか賃  
金の違いがある人たちが同じ職場の中に混在をする。保育士でなくても、正規の職  
員がいて、再任用がいて、会計年度任用職員がいて、そこに任期付きがいたら、相  
当いろんな職員と一緒に仕事しているわけですね。それが本来であれば、やはり一



つの業務をやるのに、チームワークを取って、みんなで力合わせて仕事をやっているということと少しなじまないような気がするんですよ。今でもいろいろと働きにくいこととというのがあるんじゃないかなと思うんですけども、やはり一体感を阻害することのないような対策は、賃上げだったり、いろんな条件整備だったり、そういうことではぜひ検討していただいて、職員の方の不満が出ないようにしていただきたいなと思います。その点はどうでしょうか。

○**給与厚生室長** いろいろな立場の方が働いているという点では委員おっしゃるとおりだと思います。役割の違いとか、責任の違いとか、そういったことによって働き方も待遇も変わってくるのかなというところがございます。今度の定年延長では職場環境の改善等を含めまして、取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○**渡部** 年齢が高くなりますと、体力的にはやはり厳しくなります。体力的に厳しくなった職員もきちんと生きがいとかやりがいを持って働けるような職場の創出とか、あと働く内容、そういうことにも配慮なさいよというのも附帯決議の中にはあったなと思います。そういう加齢による諸事情、それは2号とも関連しますが、そういう職場の創出ですとか、そういうことについては今後いろいろと検討されるということによろしいでしょうか。

○**次長兼人事課長** そのとおりでございます。また、今回の高齢者部分休業、こういった制度を入れるということも、やはり長く職場で働いていただけるようにというふうに考えて導入したいというふうに考えている制度でございます。以上です。

○**渡部** 現業職員の場合は、例えば清掃のごみ収集の方、保育園の給食調理の方、あと道路サービス事務所、仕事の内容としては、やはり年齢が行くごとに厳しくなってくるのではないかなと思います。ですから、そういうところにもぜひ配慮した対応を取っていただきたいなと思います。

2号についてなんですけれども、この5分単位で取得可というのが何となくイメージしにくいんです。5分単位で取得可、この5分単位でといった意味合いですとか、これはどんなふうにイメージすればいいのかなというのがなかなか分かりづらかったんです。何かいい例とか、こんなことでというふうなのを示していただければ、お願いしたいと思います。

○**次長兼人事課長** 高齢者部分休業につきましては、給料から時間数で減額されるということになりますので、国のほうとしても、できるだけその減額される幅といいますか、その時間を減らすという意味合いも込めて5分ということで設定されているものと認識しております。以上です。

○**渡部** つまり減額になる金額が少なくなるように、例えば毎日5分間、短く働くということではなく、短くなった場合でも、なるべく不利益にならないように、それは5分単位で反映されるんですよという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○**次長兼人事課長** はい、そのとおりでございます。

○**渡部** 先ほど議案1号のところ、職員組合との合意の中で、この高齢者の部分

休業について、現業のほうでもいろんなその要求があったのかなと思って、そこはもしかしたら合意に至っていないのかなと思うんですけども、現業職員の場合、単位がなかなか職員の補充とかで厳しいところがあるのかなとは思いますが、できる限り、やはりこの2号の部分休業の5分単位というのが現業の方の場合ちょっと行1とは違うのかなと思いますけれども、やはり今言ったように体力的に厳しい部分であると思いますので、これはなるべく組合の要求に沿った対応をしていただきたいと思いますが、まだそこはまとまっていないということでしょうか。それとも、その要求に沿って、柏市としても、時間の区切り、それを検討しているということなんでしょうか。

○次長兼人事課長 今現在そういった高齢者部分休業のことにつきましては、現業組合と協議しているところで、その辺は組合職員の意見を聞きながら丁寧に対応していきたいと考えております。以上です。

○渡部 なるべく職員の皆さんが本当に働きやすい職場の環境に努めていただきたいと思います。

3号に移りますが、非常勤職員の育児休業は、現在取得の状況、何人くらいこれ取得しているんでしょうか。

○次長兼人事課長 4月現在で7人となっております。

○渡部 そうすると、これ改正された場合、改正されていない前だったから取れなかったけれども、仮にこれが以前、以前というか、改正されていたら、もっと何人くらい増えていただろうなというのって分かりますかね。

○次長兼人事課長 育児休業制度自体、そのものはございますので、人数自体はあまり変わらないかなというふうに考えております。以上です。

○渡部 これで非常勤職員の方と正規職員の方にこの育児休業に関して違いはなくなるという理解でよろしいんでしょうか。

○次長兼人事課長 育児休業制度自体が厚生労働省所管になっておりまして、こちらの法、ちょっと長い法、民間の育児休業法があるんですけども、こちらのほうがまず改正をされることに伴って、国家公務員の育児休業法、地方公務員の育児休業法、それぞれ民間のものに合わせて直してきているということになりますので、今回令和4年10月から施行されますが、同じ制度ということで施行されるというふうに認識しております。以上です。

○渡部 参考までにお伺いしたいんですが、今回非常勤職員のほうの改正です。非常勤じゃなくて正規職員の場合の育児休業の取得している人数ですとか、特に男性の取得、これに関して何人くらいかというのが分かりましたらお知らせください。

○次長兼人事課長 昨年度で正規職員183人、先ほど申しあげました会計年度任用職員が7人ということになっております。育休の取得率でございますが、ちょっと今手元にあるのが消防局を除いたパーセントになりますが、男性で48.8%です。先ほど申しあげました正規職員183人のうち、男性が24人取得しているところでございます。以上です。

○**渡部** 引き続き、正規職員についても取得しやすい環境、特に男性が取得できるような環境はぜひ柏市としても努力していただきたいと思います。

4号について、債権管理について伺いたいと思います。包括外部監査で指摘をされたのが平成29年度です。かなり時間がかかっているなという印象を持つんですけども、ここまで遅れたのには何か理由があるのでしょうか。

○**債権管理課長** おっしゃるとおり、外部監査が行われたのが平成29年度で、平成30年度から庁内で検討を始めたというところですがけれども、実際にこういった方針を出すまでにかかった年数というのが、30年から検討を始めて、30年度、元年度で、2年度の頭ですかね、に方針を出したんですけれども、それがなぜそんな時間かかったかと申しますと、かなり分厚い報告書、御覧になった方もいらっしゃると思うんですけども、指摘や意見の項目が大体200近くあった。それを分類して40ぐらいに分けて庁内で会議をしたんですけれども、何しろその全庁の関係する部署を集めて日程調整しながら議論していくという作業がどうしても時間かかってしまって、時間を要してしまったということでございます。以上です。

○**渡部** 本会議の中で平野議員も質問していましたので、例えばその市税、国保それぞれについて徴収猶予ですとか執行停止がかなり改善してきたというのは感じました。やむを得ない事由を把握するのには、それなりにやはり職員の体制って必要だったのではないかなと思いますけども、この執行停止ですとか徴収猶予に職員が積極的に関わって、件数的にも大きな変化があった。これは、職員が増えたことによって可能だったのか、それともその職員の意識ですとか、内部研修があったのかどうか分かりませんが、どういうことでこの間改善が図られたのでしょうか。

○**債権管理課長** 今御質問にありましたけれども、職員が増えたことによるものかということでございますが、職員に関しては増えたというよりも多分むしろ減っている状況ではないかと思えます。そうした中で、徴収猶予とか執行停止とかに関しては、外部監査での指摘というのは手続的な面できちんとやりなさいよということではあったんですけれども、当然法定の要件が満たす場合にはそういったことをきちんとやっていこうということは検討会の中でも話し合いをしておりましたので、そういったことをきちんとやっていこうとした結果ではなかろうかと思えます。以上です。

○**渡部** やはり市民の生活実態の把握というのが一番大事なことだと思います。それで、過去からかなりあるものなんかを例えば決算の資料なんか見ますと、国保税ってまだまだ残っているんですよ。今回の決算の資料を見たら、2,313万円、国保税のほうでまだ残っています。これなんかいつまでずっと税のまま。合併後、柏は国保料なわけですから、合併前の話ですよ。これについては、何か対策って特段に取る必要があるんじゃないかなと思いますけれども、この滞納に関する関係で何か改善されていることとか、この辺をどうしようとかいうことが何かあればお示しください。

○**債権管理課長** おっしゃるとおり、国保税というのは柏市が沼南町と合併したと

きに、柏市でも昭和の時代に国保税というのがあったり、あるいは沼南町時代に国保税というものがあって、合併してからもう既にかかなりの年数たっているんですけども、そうした中で例えば不動産の差押えなんかしてそのままになってしまっているものがあって、その結果、時効で消えることもなく残ってしまっているものが散見されるということなので、特に相続とかが発生して困難な事案になっているものの中に国保税が残っているものなんかもありますので、そういったものはなかなか後回しにされがちなんですけれども、そういったことを委員のおっしゃったことも踏まえて、もう国保税なんていうのはもう大分前のものになりますので、執行停止なんかも含めてきちんと相続人の調査をやって解消に努めてまいりたいと思います。以上です。

○阿比留 議案番号4号についてお伺いします。端数の処理をする条例の改正ですけれども、端数処理をすれば徴収できるようになるのか、ほかに徴収できなかった理由はないのかということについてお示してください。

○債権管理課長 端数を処理すれば徴収ができるのかということですかね。民法上1円単位まで遅延損害金というのは発生してしまうので、そのとおりに徴収することになりますと、1円でも2円でも3円でも納期限を過ぎたものに関しては徴収をしなければならないという考えになりますと、どうしてもその徴収をする労力に見合わない。結果に見合わないような労力が必要になってしまうということで、そこに注ぐ労力を別にきちんとほかの遅延損害金を払うべき人から徴収するということが振り向けて徴収するということが可能にはなるのではないかと思います。以上です。

○阿比留 この施行日は来年の4月1日となっておりますが、もう既にその指摘された徴収は開始されているという認識でよろしいですか。

○債権管理課長 施行日が来年の4月1日ということではありますけれども、既に包括外部監査の指摘を受けまして、方針としましては、今年度から遅延損害金を原則として取っていきましようという方針を示してございます。ただ、端数処理に関しては、条例上は来年の4月1日からということではございますけれども、1円単位まで取るかということ、必ずしもそうではなくて、例えば取決めで、相手方とお話をして、端数は取らないという形で通知をしているところもありますので、そういったことでは、来年の4月を待たずに既に端数を取らないという形で実際の実務を進めているところはございます。以上です。

○阿比留 では、その施行日をすぐにすればいいと思うんですが、そこはなぜ来年の4月まで待つのでしょうか。

○債権管理課長 既にやっているところもあるんですけども、そのためには民法で規定している特段の意思表示というのを個別にやらなければいけないということがございますので、それをしなくても当然に端数の処理ができるという意味で来年の4月1日の施行日を設けたというところがございます。以上です。

○阿比留 いろいろなすごく多くの項目にわたって調査をされて、調整をされて、

その中でこれならできるということで踏み切って、少しでも改善しようというふうなことで取り組んでおられることは、この間たくさんの方の資料を見せていただいて理解しましたが、なるべく役所の仕事が法に基づかないということのないように今後も注意をしていただきたいと思いますというふうに思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。  
これより採決いたします。

---

○委員長 議案第1号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 議案第2号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 議案第3号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 議案第4号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 議案第5号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。  
暫時休憩します。

午後 3時12分休憩

○

午後 3時20分開議

○委員長 では、会議を再開いたします。

---

○委員長 次に、議案第3区分、議案第11号財産の取得について（救助工作車（Ⅲ型））、議案第12号財産の取得について（消防ポンプ自動車）、議案第13号財産の取得について（高規格救急自動車）、議案第14号和解についての4議案を一括して議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○内田 それでは、議題となりました議案第3区分は、11号の救助工作車の取得と12号の消防ポンプ自動車の取得について質疑を行います。一括してお尋ねしますので、御協力お願いいたします。本案につきましては、本会議でも議案質疑がございましたけれども、日野自動車が大本の箱を造っているということで、納品時期が遅れるようでございますけれども、11号、12号ともに今の段階で納品のめどというのはどうなっていますでしょうか。

○参事兼警防課長 納期についてですけれども、議案第11号、12号ともに、議決後本契約となれば、すぐに出荷されることを業者に確認しておりますので、納期には間に合う見込みです。以上です。

○内田 本会議の議案質疑の後にちょっと御担当に確認をしたんですが、11号は順調に納品されるようですが、12号については出荷を行っていないという情報もあったんですが、その後状況の進展があったということでございますか。

○参事兼警防課長 そのとおりでございます。経緯のほうを説明いたしますと、令和4年3月に大型及び中型トラックエンジンの排出ガス性能や燃費性能の試験において試験結果の改ざんや捏造等の不正行為を行っていたことが社内調査で判明し、国土交通省に報告をしました。この不正により、該当するエンジンの型式指定を取り消される処分をされました。また、8月には国土交通省の立入検査により、排出ガス性能劣化耐久試験に関する追加の不正行為が判明しました。このことから、日野自動車株式会社の車両は消防専用車両を含め、ほぼ全て出荷停止とされておりましたが、9月9日、国土交通省は日野自動車に対し、組織体制の抜本的な改善を求める是正命令を出すとともに、新たに4機種エンジンの型式指定の取消しと、排出ガス性能が基準に適合していると確認されたエンジンの出荷の再開を認めたものです。これを受けまして、10月3日から小型トラックの生産を、また11月には中型トラックの生産を再開するとしています。この報道を9月の16日に知りまして、その後業者に確認したところ、先ほどのお答えのとおり納期には間に合うということになりました。以上です。

○内田 そうすると、議案質疑があったのが15日でございますので、その翌日、16日に状況の進展があって今回に至っているという受け止めでもよろしいのでしょうか。

○参事兼警防課長 はい、そのとおりです。

○内田 取得する業者さんが、箱を造っているのが日野自動車であるということは承知の事実だったかと思うんですが、不正が発覚した時期よりも、不正が発覚していると分かっている、この箱を製造している製造元の業者と契約をしたのか、不正

に気づかないまま契約をしていたのか、その点の経過というのはどうなっていますでしょうか。

○参事兼警防課長 消防自動車の取得契約においては、日野自動車とは直接契約はしておりませんが、入札参加したメーカーが日野自動車を採用しているということになります。以上です。

○内田 ということは、今回取得するメーカーが日野自動車に箱を製造しているという事実は入札以降に、開札以降、応札以降に分かった事実ということになりますか。

○契約課長 本案件に関しましては、入札参加条件設定等委員会を経まして2月に至っております。この選定委員会実施しましたのは、令和4年6月22日でございます。この段階で、既にもう日野自動車の偽装問題につきまして発覚しておりました。以上でございます。

○内田 これは、日野自動車が大本の製造をしているということで、もともとの契約というのは破棄して、別の業者に発注するということができたのでしょうか。

○参事兼警防課長 消防自動車のベースとなっている車は、いわゆる消防専用シャーシと呼ばれているもので、通常貨物自動車、トラックというのは乗るスペースよりも貨物の部分が圧倒的に大きいものでございますが、消防自動車の場合は荷物を運ぶというよりは、消防隊員とポンプ、水を運びますので、それ専用のシャーシというのがございます。これを今日本のメーカーで造っているのが日野自動車、それからいすゞ自動車の2社でございます。いすゞ自動車に関しましても、このコロナの影響で製造のほうが遅れているということの情報がございましたので、仮に入札をやり直したとしても、その期日に入るかどうかというのはちょっと分からない状況ではありました。以上です。

○内田 そうすると、結果オーライで、やむを得ない措置だったかと思うんですが、情報収集には今後とも努めていただきたいことを申し述べます。年度内に納品ができる、早期納品ができるということに御尽力いただきまして、ありがとうございます。以上で私の議案第11号、12号、議案第3区分に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

○渡部 今回の日野自動車の件というのは、やはりこれ企業としての本当に倫理感が問われる大問題だというふうに思っています。新聞報道では、そのデータを偽っていた。それで、測定試験における不正で、実際にその排出ガスの規制値を超過している可能性は薄いから、リコールはないだろうみたいな報道だったわけですけども、これリコールという点では、何かこう可能性というのはどうなんでしょう。何か情報として、何かありますか。

○参事兼警防課長 国土交通省は、登録済みの車両について、リコールで対応可能なものについては速やかに実施するとしておりますので、現在公表されているエンジンを確認しましたところ、大型エンジン及び中型エンジンはこのリコールの対象の車はございませんでした。ただ、小型エンジン、これ8台所有しておりますが、こ

れについてはまだ公表されておりませんので、公表され次第、適切に対応してまいります。以上です。

○**渡部** 報道では、20年間そのデータ偽っていたという報道がありました。もともと消防車両というのは、日野の車両、非常に多いと思うんですね。割合的にはどのくらいなんですかね。3分の1とか半分くらいとか、どのくらいなのでしょう。

○**参事兼警防課長** 消防局134台自動車保有しているんですが、そのうちの29台は日野自動車製でございます。これ消防ポンプ自動車、救助工作車、はしご車、ほぼ全てです。1台だけいすゞ製でございます。以上です。

○**渡部** これは、副市長に聞いたらいいのか、あれなんですが、消防車だけではなくて、柏市は例えばごみ収集の車ですとか、道路サービスではたしか2トン車かな、そこでこの対象になるいわゆる測定結果ですね。排ガスの試験でデータを偽っていた時期に購入したという車って、ほかにもあるんでしょうか。もし分かりましたら。

○**副市長** 今実態は調査をしているところではございませんので、今のところちょっと実態のほう把握していない状況でございます。以上です。

○**渡部** 結果的に、今後一部リコールになるかどうかはまだ分かりませんし、現状としては超過しているのは非常に少ないと言われてはいますが、やっぱりこういう企業のあれって、本当に著しく問題だなというふうに思います。納期内に納車されて、それでオーライだという、ちょっとことではないような気がしますので、その点はやはり柏市としても何らかの機会があったら、そういう企業に対してこういう、不正行為なわけですから、そういうことに関してはきちんと指摘をする機会があればお願いしたいなと思います。ちょっと細かなことについて伺いたいんですけど、今回の消防ポンプ自動車は防衛の補助、救急自動車は防衛の交付金、この違いについて御説明をお願いします。

○**参事兼警防課長** 防衛補助金と防衛交付金の違いですが、これはいずれも防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策となっております。補助金は、防衛施設の設置運用により生活または事業活動が阻害されると認められる場合、民生安定施設の整備の助成が受けられるものです。消防の場合は、消防ポンプ自動車や救急自動車の取得の際に活用しており、補助率は基準額の3分の2となっております。一方交付金は、防衛施設の中でも飛行場や演習場など、市町村の面積に占める割合が高い防衛施設で、その設置、運用に伴い、生活環境または開発に及ぼす影響がある市町村を特定防衛施設関連市町村に指定し、市町村に対し交付金を決定しているものです。消防に関しましては、経営戦略課のほうとヒアリングを行い、要望しているところです。以上です。

○**渡部** つまり交付金の場合は市町村に交付される。今回は、その救急自動車の購入のときにその交付金を活用した。つまりこの補助金もそうなんですけど、必ず柏市が選ばれる、採択される場合だけではないような気はします。交付金についても、今回救急自動車ですけれども、交付金が使えないという場合もあるわけですよ。消防関係の車ってやはり高額ですから、なるべく補助金、交付金なりが使えたほう



がいいとは思うんですけども、だけどその時々市のいろんな政策ですとか、あと市町村が消防、例えば自動車を多くみんなが買いたいって言ったとき、制限があって柏市はたまたま外れてしまったとか、そういう補助金とか交付金に関しては非常に不透明な部分があるということですのでよろしいのでしょうか。

○参事兼警防課長 そのとおりです。特に防衛の補助金、交付金に関しましては地域も限定されておりますし、なかなか希望どおりにはいかないことがございますので、消防自動車整備計画を立てるときに、なるべくその補助金なり交付金が活用できるように計画しているところでございます。以上です。

○渡部 補助されるときって、補助基準額があって、基準額に対して例えば2分の1ですよ、3分の2ですよという、そういう関係かなと思うんですけども、そもそもの基準額が私は低いなと思うんですね。柏市が実際に購入したい価格と基準額との間にかなり差がある。その基準額を超える部分は、いわゆる超過負担という考えなんですかね。必要だからいろんな装備も合わせて購入して、国の示すその基準よりも購入する車の価格が高くなってしまった場合、無駄なものを買っているということは恐らくないだろうなと思いますので、その基準額そのものが私は低いんじゃないかなというふうに思っているんですけども、基準額というのはそのときそのときで見直しがされて、引き上がっていつているものなんでしょうか。

○参事兼警防課長 基準額に対しては、それほど大きな変化というのはございません。消防では基準額いっぱい使うこともございますし、やはり必要な資機材を入れていますので、基準額に満たない場合というのもございます。以上です。

○渡部 今回その自動マッサージ機もそうでしたけれども、やはりコロナという新しいことが出てくると、それだけ内容的にも充実させなきゃいけないということもあるかなと思うんですね。そうすると、コロナに対応したその基準の引上げがなされたのかなと思うと、多分最後の引上げが、改正が2020年の6月というふうにちょっと総務省のホームページを見たらあったので、多分これはコロナに関しての基準額の引上げというのはなかったのかなと思うんです。だから、もともと基準額に対して率が決まるわけですから、現実に合わせて基準額の引上げというのを柏市としてもいろいろな機会に求めていくべきではないかと思うんですけど、そういうことはなさっているのでしょうか。

○参事兼警防課長 国からやっぱり調査のほう来まして、その都度、要望のほうはしている状況でございます。以上です。

○渡部 ぜひ現実に見合った、新しいことに対応するよう、対応したような基準の考え方に立ってほしいなど、国のほうですね、と思いました。

次に、14号の和解についてお尋ねします。今回、今までですと、訴えの提起というのは結構この委員会にもかかりました。今回は和解をするために、裁判所にそれを、和解の定義というんでしょうか、訴えではなく和解になったというまず理由についてお示してください。

○債権管理課長 訴えの提起ではなくて、和解の申立てということなんですが、訴

えの提起をするような場合というのは、相手方とそれまでに滞納になっている場合、話し合いをして、それで合意というか、交渉ができない、合意ができないというような場合に、相手が交渉に応じてくれないとか、そういった場合に訴訟を提起することになるんですけども、今回は弁護士を間に入れて話し合った結果、議案にありますとおり月1万円ですか、支払っていくというような内容で合意、内諾が得られましたので、訴訟ではなくて和解の申立てをしたいということで議案を上程したものでございます。以上です。

○渡部 確認なんですけれども、今回差押えはしていないかなと思います。私債権、要するに市営住宅の家賃についてはお給料は、市営住宅の家賃を滞納しても、お給料はこれまで差押えはできなかった、できないということでよろしいでしょうか。

○債権管理課長 市営住宅の使用料、家賃につきましては、市税や国保料などの強制徴収公債権と違って、いきなり給料の差押えをするということにはできません。なので、今までもしてはいないんですけれども、例えば訴訟を提起した、その判決を得て、判決をもらっている、あるいは和解の申立てをして和解調書を作っているというようなものがあれば、それを証拠として裁判所に、もし滞納を、和解をしても、あるいは訴訟で勝っても払わないという場合には、それを証拠として裁判所に給料の差押えの申立てをして、差押えをしてもらうと、命令を出してもらうということはできます。

○渡部 今回和解ですから、この和解の内容のとおり支払っていただける、履行されるということを本当に望みます。ただ、それが実行されなかったとき、今おっしゃったように今度は差押えもできるということ、今度はまたこの委員会に何か新たに議案として提案されるのでしょうか。

○債権管理課長 訴訟を提起する、あるいは和解の申立てをするというようなときに、議案として、地方自治法の規定によって議案として出すということはありますけれども、その結果、訴訟の結果、あるいは和解の結果、内容が守られなくて、その先に進む、強制執行に行くというようなときに議決を求めるということはございません。以上です。

○渡部 なるべく滞納した方と、丁寧に状況なんかも聞きながら、できれば分納だったり、そういう計画をつくるということはあると思いますので、市民のやはり暮らしの実態ですとか、生活が脅かされることのないような丁寧な対応というのをこれからも心がけていただきたいなというふうに思います。以上です。

○阿比留 1件だけ伺います。議案11号の救助工作車ですが、現有車と購入予定車の間で排気量が随分違いますけれども、これで大丈夫なのかという点について御説明をお願いします。

○参事兼警防課長 ダウンサイジングエンジンといたしまして今主流になっておりまして、排気量を小さくすることで燃費の向上ですとか、トラックの場合、エンジンを小さくすることで荷室の容量を増やすということが出来るものでございまして、特段排気量を小さくしたことによる影響等はございません。以上です。

○阿比留 ターボみたいなのがついているとか、エンジンの力そのものに問題はな  
いんですか。

○参事兼警防課長 ターボがついておりまして、出力はそれほど前の排気量と変わ  
らない出力が出るようになっております。

○阿比留 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。  
これより採決いたします。

---

○委員長 まず、議案第11号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で議案の審査は終了いたしました。

次に、専決処分についてを議題といたします。報告に関係しない執行部の方、副  
市長、部長、局長以外の方は退席されて結構です。どうも御苦労さまでした。

---

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたします。

50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会  
へ報告することとなっております。今回該当する専決処分がありますので、執行部  
からの御報告を求めます。

報告をお願いします。

○債権管理課長 まず、令和4年9月2日に報告をいたしました専決処分について

の2番、訴えの提起の中の1番について御報告をいたします。本件は、柏の葉キャンパス駅近くの調整池のフェンスを自動車事故により損壊をしたAと、その雇用主であったBに対しまして発生した損害の賠償を求める案件でございます。訴えを提起した裁判所は松戸簡易裁判所で、求める判決は損害賠償金74万2,500円の支払い及び訴訟費用の負担でございます。訴えを提起するに至った主な原因について御説明をいたします。相手方Aですけれども、事故を起こした車を運転していた者です。事故は、平成30年の1月に発生をしました。補修工事に要した費用81万円なんですけれども、その納入をするようにという通知を令和元年10月にしております。しかしながら、翌月Aから一遍に履行することは困難だということで、履行延期の申請が出されまして、市のほうでは月額2万2,500円での分納を認める通知をいたしました。その後、Aは令和2年3月までに3回分、6万7,500円の支払いをしたんですけれども、その後は支払いをせず、行方不明となりました。請求額の74万2,500円というのは、当初の81万円から6万7,500円を引いた額ということになります。相手方Aは、Bが個人として、個人で営んでいる運転代行の従業員であったということで、Bは雇用主、雇主として、いわゆる使用者責任を負うということで、Bにつきましても連帯して損害賠償金の支払いを求めたものでございます。行方不明だったAですけれども、今年の2月に住民票を異動したことが分かりまして、柏市のほうで詳細を把握できました。そこで5月に交渉を行ったんですけども、その当时无職だったんですが、その後就職して、収入が得られるようになったということですので、Aに関しては和解することが可能な状況になりました。ただ、雇用主だったBにつきましても交渉に応じようということがないということで、損害賠償の支払いを求める訴えの提起をすることとしまして、令和4年7月20日付で、地方自治法の規定により専決処分を行ったものでございます。第1回の口頭弁論が今月7日に行われまして、そこで事件はAとB、被告ごとに2つに分離をされました。雇用主のBに関しての審議はそこで結審をしまして、運転手のAに関しては和解の方向で続行ということになりました。被告Bにつきましても、雇用主だったBにつきましても9月14日に勝訴の判決、柏市の請求が認められました。Aにつきましても、運転手のAにつきましてもは裁判所から和解に変わる決定が出される見込みです。

続きまして、令和4年9月15日に報告をいたしました専決処分についての、今度1番の訴えの提起のさらにその中の1番について御報告をいたします。本件は、国民健康保険の被保険者ではなくなったにもかかわらず、国民健康保険の保険証を使用した人、その世帯の世帯主のAに対して、柏市が保険医療機関等に支出した医療費を返すように求める案件でございます。訴えを提起した裁判所は松戸簡易裁判所で、求める判決は被保険者返納金という金額、78万3,558円の支払いと訴訟費用の負担でございます。訴え提起に至った主な経緯ですけれども、相手方Aの配偶者が国民健康保険の被保険者でありました。Aは世帯主ですけれども、配偶者が被保険者ということだったわけですね。Aさんは、平成30年8月に社会保険に加入したということで、Aの配偶者の人も国民健康保険の被保険者ではなくなった。資格を喪失

したんですね。それにもかかわらず、Aの配偶者が病院を受診した際に、本来であれば、保険証が使えないので自己負担すべきだったんですけども、それを支払わずに柏市の国保が負担をしました。それが平成30年でしたけれども、令和元年7月に柏市が負担する必要がなかった78万3,000円の返還を求める通知をして、その後も何度も催告をしたんですけども、Aさんのほうは支払いに応じないと。今年4月に債権管理課で移管を受けて、交渉しようとしたんですけども、連絡も取れず、交渉もできないということで、訴えの提供をすることとしまして、9月5日付で専決処分を行ったと、訴えの提起をしたということでございます。第1回の口頭弁論が来月10月の24日に予定されております。

最後に、その下の2番について御報告をいたします。本件は、市税の滞納者が自主的な納付を行わないために、給与の差押えを行っている案件でございます。給与差押えをしたにもかかわらず、勤務先であるこの株式会社インターパートナーズというところですけども、この会社は差押えした当初、一部取立てには応じたんですけども、それだけで払わないと。債権管理課が移管を受けたときに、少し分納を再開したんですけども、それが会社が払ったというよりも、会社のほうで滞納していた本人に納付書を渡して、本人が払ったということだったようなんですけども、そうして会社としては、債務があるということの承認もしないというような状態でしたので、給与の差押えたお金と、その遅延損害金の支払いを求める訴えを起すこととしまして、9月5日付でそういったような提起をいたしました。相手方は、インターパートナーズという名前の会社で、東京簡易裁判所に提起いたしました。所在地ですけども中央区の銀座一丁目9番6号ということで、何をやっている会社かというところ、コンサルティング業務などをやっているということなんですけれども、登記簿ではですね。実態としては、実際には銀座中央会計事務所という看板を掲げて、会計事務所をやっているということです。求める判決は、未払の給与差押えのお金132万6,300円と遅延損害金等を払えという判決を求めるものでございます。訴えを提起するに至った主な経緯ですけども、滞納者なんですけど、市政に関しての記録が残っている平成21年度以降、納期内に納付をしたということがほとんどなくて、分納の約束をしては守らないというようなことを繰り返していた状態です。平成28年の7月に給与の差押えに踏み切ったんですけども、今度はその会社の担当者も、何か約束をしては守らないというようなことを繰り返していたと。昨年度、債権管理課で引き受けて交渉したんですけども、さっきもちょっと触れましたけども、本来であれば、会社が天引きしているお金を保管して、それを柏市に払えばいいんですけども、本人に払わせようとしたりして、本人が会社の代理人になったというようなことで柏市に来たりとか、会社が誠意のない対応に終始しているような状況でございます。このような感じで、このまま交渉を続けても進展しないなということで、9月の5日に訴えを提起したところでございます。報告は以上です。よろしくお願いたします。

○委員長 本件について質疑があれば、これを許します。

○内田 まず、1件目でございますけれども、当該Aさんについて、保険の加入実態はあったのでしょうか。

○債権管理課長 御質問は、保険の加入実態ということは、被保険者……

○内田 交通事故なんかで使う保険に入っていたかどうか。

○債権管理課長 そっちのほうですね。ごめんなさい。フェンスの事故の件なんですけれども、保険に入っていたかどうかということなんですけど、Aさん自体は保険に入っていなかったんですね。車がBの個人事業、これは運転代行だったんですけれども、そこの運転代行は保険に入っているというようなことではあったんですけれども、実際には運転代行をしているときの事故ではないと。勝手に使ったときの事故だということで、保険は使わせないみたいなことを言っていたんですね。それで、ただそうは言っても使用者責任、会計的には使用者責任というのは発生するということで、会社のほうに保険会社、どこの保険会社なのかということ聞いたのですけれども、該当の車両についてはその保険会社で契約がないというようなことを言われてしまいまして、結果的に保険は使えていないという状況でございます。以上です。

○内田 あと、この支払いの総額のうち、AさんとBさんの案分というんですか、支払い額の、幾らずつ支払うことになるのか、分かれば教えてください。

○債権管理課長 運転していたA、あと雇主であったBにつきましては、連帯して損害賠償金の請求をいたしますので、どちらが幾らというものではなくて、例えばAさんが払えばBさんは払う必要がなくなると、そういったような関係になります。以上です。

○内田 次、2件目でございますけれども、国保料についてでございますが、この方は国保から社保に移ったということの認識というのはあったんですか。

○保険年金課長 この方は、平成30年8月4日に社会保険に加入をなさっています。この届出が平成30年の11月に届出があったということで、8月まで遡って社会保険に加入ということになります。問題の返還を求めている部分の診療代については、8月の次の月、9月と、あと10月、ここの期間に病院のほうで、本当は使えなくなっている国民健康保険の保険証を使って受診なさった分と、そういうことになります。

○内田 医療機関がレセプトを請求した段階で、保険が使えないということを早期に気づくということにはできたんですか。

○保険年金課長 医療機関で受診、例えば9月に受診をしますと、10月に国保連合会で審査が行われて、その翌月に私どもの手元のほうにレセプトが届くというような形で、11月の届出があったその後すぐぐらいにこの事実が分かったというふうな流れになっております。以上です。

○内田 本人との接触、交渉の状況というのはどうなっていますか。

○保険年金課長 令和元年7月10日付で医療費の返還請求という文書をお送りさせていただいています。納期限、令和元年8月21日までということでしたが、納付も

なく、書類の提出等もないということになりました。その後、令和3年3月16日に催告書を発送しておりますけれども、相手方からの反応は引き続きなく、令和4年から債権管理課さんのほうに移管させていただいたという状況です。

○内田 債権管理課に移行する以前でも以後でもいいんですが、電話による催告や接触というのは、接触というのは面会というのはあったんでしょうか。

○債権管理課長 債権管理課に移管受けて以降ですけれども、相手方の電話番号が分からないんですね。なので、催告は文書で行っていたんですけれども、全く反応がないというふうな状況です。以上です。

○内田 3件目についてでございます。税の滞納についてでございますけれども、この方の滞納した、税を滞納したという経緯についてお示してください。

○債権管理課長 この方につきましては、滞納が残っていたのが、市県民税が平成23年度から、固定資産税もその平成23年度の3期から残っているというような状況で、どうしてもこの人は滞納、分納の約束と、それを破るということが、守れないというのが繰り返しというような状況で、平成28年になって給与の差押えを行ったというような状況です。以上です。

○内田 あと、所得状況が分かればお示してください。

○債権管理課長 所得につきましては、給与が大体50万円ほど、月額ですね。ですから、その中で差押えを行ったのが月額で15万円程度ということでございます。15万円ですね。ですから、年間にすると600万円ぐらいの所得になるかと思えます。以上です。

○内田 終わります。ありがとうございました。

○渡部 2件目になりますか、国民健康保険、社会保険の切替えの関係なんですけれども、こういったケースって、国保だったけど、会社勤めして社保になる、社保だったけれども、仕事を辞めて国保に変わる。だけど、すぐに手続きをしないというケースって、結構そこタイムラグが出るということは結構あるんじゃないかなと思ったんですね。この方の場合、社会保険に切替えたときに、その国保を使った分を社会保険のほうに遡ってというか前の医療費をそちらのほうで支払ってもらうというような手続というか、そういうことというのはできないケースだったんでしょうか。

○保険年金課長 委員御指摘のような請求をしていくというのが本来の流れです。御本人にその手続をしていただくというのが本来の流れです。私どもとしましては、御本人の承諾を得られれば、私ども国民健康保険と社会保険の保険者さんとの間で調整をしていただくと、調整をさせていただくということは可能になっており、その件についても案内を送らせていただいておりますが、何も連絡がなかったという状況です。以上です。

○渡部 今回は連絡取れなくて、困難だった事例だと思います。ただ、保険証を切り替える時期が少しずれたために、医療機関に該当しないときの保険証で医療を受けるというケースは結構あるんじゃないかなという気がするんです。そういったケースはどうなんでしょう。結構あるんじゃないかなと思うのと、そうしたときに実

際の支払いが、国保で本当は支払わなくてもいいのを支払っていたというその調整というのは、自動的になされるような制度というふうには、これになっていないんですか。その一、二か月とか、僅かな、1週間でもあれなんだけど、その切替えの少しのずれというのは結構生じるんじゃないかなとちょっと思ったんです。その点はどうでしょうか。

○**保険年金課長** 私どもとしても、その自動的に調整される仕組みがあれば非常に助かるなというのは事実です。ただ、残念ながらそういう状況ではありません。いずれマイナンバーを保険証として使えるというようなことが始まれば、そのタイムラグというのは非常に減ってくるだろうというふうには思いますが、それでも完全にゼロにはならないだろうというふうには思っています。ちなみに、現在のこの返納金の発生状況なんですけども、8月末現在で599件発生しております。この何十万というような高額なもの、例えば30万円以上ということだと9件なんですけども、小さいものがたくさんあるといった状況です。以上です。

○**渡部** その小さいものも含めて、本来はきちんとしなければいけないということなんですかね。結構これ大変な作業だなとちょっと思いました。特に国保から社会保険に変わるときはまだいいんだけども、社会保険から会社を辞めて国保に入らなければいけないというときに、保険証返還すると思うんですけども、そのとき、どっちがということとは言えないか。何か結構市役所にその手続きに来るときを逸してしまって、後になってしまって、だけど医療は必要で使ったというのは、何か結構ありそうな気がして、599件もあると、それをスムーズに柏市として処理できているのかな、大変ではないのかなとちょっと素朴に思ったんですが、どうでしょうか。

○**保険年金課長** 大変です。

○**渡部** 制度の説明というか、市民のほうもいろいろと承知していないと、特に保険証に関してはいろんなこと発生して、職員の方に御苦労かけちゃうなということもちょっと思いました。

3件目なんですけど、これ銀座一丁目にある会社ということで、通常この人の年収、収入自体も多いし、会社と滞納している方との間のやり取りというのがちょっと理解できないような、会社側としては本人に支払わせようとしたとか、何かその会社の対応というの、何かちょっと解せないなという感じがするんですね。それと何より平成23年以降のって今おっしゃいましたか、もっと早くに何か対応できなかったのかなというちょっと素朴な感想を持つんですけども、どうでしょうか。

○**債権管理課長** 平成23年度からの滞納があって、それを5年後の平成28年に給与の差押えを行っている。もしこの15万円の差押えで、月々きちんと天引きをして納めてもらっていたならば、早期に滞納は解消していたんではないかと思うんですけども、ちょっとこの会社どういうわけか、担当者がいないだとか何とか言ってますね、なかなか柏市の差押えに対応してくれないというような状況がありました。ということで、金額が大きくなってしまった、滞納が多くなってしまったということではあると思います。以上です。



○渡部 分かりました。会社のほうの理解というか、理解してもらう何か特別な努力というか、必要なのかなとちょっと思ったりしました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

執行部の皆様、副市長、部長を含め、退席されて結構です。御苦労さまでした。

---

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

事務調査項目を事務局に朗読させます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいまの項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

平成23年2月18日の議会運営委員会におきまして、各定例会と定例会の間に各常任委員会は原則として各部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会を開催することと決定しました。つきましては、当委員会の閉会中の開催について御協議願います。委員会の開催及び開催日程について、いかがでしょうか。

〔「委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○委員長 今委員長一任ということであります。——では、閉会中の委員会の開催につきましては、日程等を含め、正副委員長に一任願います。

---

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 以上で本日の総務委員会を閉会いたします。

午後 4時14分閉会